平成２３年（フ）第３９４号
群馬県伊勢崎市田中島町500番地14　ジェスメゾンＣ102、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市ひろせ町4083番地15
破産者　加藤　芳子
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３８号
北九州市八幡西区竹末１丁目１番２号
破産者　株式会社兵頭組
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７０３号
千葉県船橋市三咲１丁目１番11号　ブルースカイⅡ―203号
破産者　寺川　知美（旧姓林）
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９６号
宮城県岩沼市早股字前川１番地の34
破産者　有限会社アドスクエア
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４８６号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形3432番地１
破産者　関東木材工業株式会社
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８７号
千葉市中央区長洲２丁目９番７号
破産者　株式会社アコースティックアート
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８８９号
千葉市若葉区桜木北３丁目４番20号
破産者　根本　雄司
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４７１号
名古屋市北区鳩岡２丁目12番27号
破産者　中山佐智子
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１５号
神戸市灘区灘北通４丁目５番５号
破産者　有限会社野崎建設
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１１号
島根県雲南市木次町新市481番地
破産者　雲南海産物有限会社
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６６号
香川県高松市塩屋町16番地の２
破産者　株式会社河村車輌製作所
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第６号
鹿児島県西之表市鴨女町141番地、登記簿上の本店所在地鹿児島県西之表市鴨女町132番地
破産者　株式会社油田組
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
岐阜県瑞浪市陶町水上962番地の１
破産者　株式会社丸九栗木製陶所
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１１４１号
京都府向日市物集女町長野５番地の68
破産者　有限会社吉成建設
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
長崎県諫早市黒崎町169番地
破産者　有限会社江嶋建設
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２３号
宮城県本吉郡南三陸町戸倉字川向25番地６、居所宮城県登米市津山町横山140地内応急仮設住宅第２期３―４
破産者　及川由起夫
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第２７２号
秋田県潟上市飯田川下虻川字城ノ後71番地１
破産者　門間吉右衛門
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０８号
秋田市楢山佐竹町１番15号　スカイハイツオオシマ101号
破産者　土橋　敏男
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９４４号
埼玉県蓮田市東６丁目７番18―210号
破産者　小山　国男
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係